



自業業第 48 号の 3  
平成 18 年 8 月 25 日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

自動車検査独立行政法人理事長



審査事務規程の一部改正について

自動車検査独立行政法人法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条第 1 項に基づき審査事務規程の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙により各検査部長及び各事務所長あて通達したので、関係者に対して周知方を申し上げます。

新	旧
<p>4-2 長さ、幅及び高さ</p> <p>4-2-5-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、後写鏡並びに4-89の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあっては、作動した状態)で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>4-16 乗用車の制動装置</p> <p>4-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-17 二輪車の制動装置</p> <p>4-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第</p>	<p>4-2 長さ、幅及び高さ</p> <p>4-2-5-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 車体外に取り付けられた後写鏡、4-82の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-82の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、後写鏡並びに4-82の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあっては、作動した状態)で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>4-16 乗用車の制動装置</p> <p>4-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-17 二輪車の制動装置</p> <p>4-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第</p>

新旧対照表-1-

<p>15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。ただし、1-3㉔イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。(細目告示第93条第4項第3号関係)</p> <p>④ (略)</p> <p>4-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-20-9-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(1)及び4-18-14-2-1(2)③の基準に適合しなければならない。この場合において、4-18-14-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>4-20-19-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2)①、4-18-14-2-1(2)③及び4-18-14-2-2③の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに4-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車の制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-11 従前規定の適用 ㉔</p> <p>次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、4-27-11-1から4-27-11-4までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第10項)</p> <p>①~③ (略)</p>	<p>15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。ただし、1-3㉔イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。(細目告示第93条第4項第3号関係)</p> <p>④ (略)</p> <p>4-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-20-9-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(1)及び4-18-14-2-1(2)③の基準に適合しなければならない。この場合において、4-18-16-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>4-20-19-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2)①、4-18-14-2-1(2)③及び4-18-14-2-2③の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに4-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車の制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-11 従前規定の適用 ㉔</p> <p>次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、4-27-12-1から4-27-12-4までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第10項)</p> <p>①~③ (略)</p>
---	---

4-36 座席ベルト等  
4-36-7-1 装備要件  
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（4-34-1-2アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト（（三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。以下同じ。）固定した屋根を有さないために、4-36-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車においては、第一種座席ベルト（二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。以下同じ。））
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト

(2)～(4) (略)

4-47 窓ガラス貼付物等  
4-47-1-1 視認等による審査

(1) 4-46-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1、4-47-1-2及び4-47-5-1において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）

4-36 座席ベルト等  
4-36-7-1 装備要件  
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（4-34-1-2アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト（（三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。以下同じ。）固定した屋根を有さないために、4-30-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車においては、第一種座席ベルト（二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。以下同じ。））
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト

(2)～(4) (略)

4-47 窓ガラス貼付物等  
4-47-1-1 視認等による審査

(1) 4-46-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1、4-47-1-2及び4-47-5-1において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）

新旧対照表-3-

①～⑥ (略)

⑦ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感じて前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下4-47において「乗用自動車」という。）にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。  
(7) (略)  
(4) 前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、4-47-1-1において同じ。）の実長の20%以内の範囲  
(9) (略)  
イ 乗用自動車以外の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。  
(7) (略)  
(4) 前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲  
(9) (略)

⑧～⑩ (略)

⑫ 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

⑬ (略)  
(2)～(3) (略)

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能  
4-50-17 従前規定の適用⑬  
軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑬の区分の欄に掲げる規制年の

①～⑥ (略)

⑦ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感じて前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するものア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下4-47において「乗用自動車」という。）にあつては、次の(7)又は(4)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。  
(7) (略)  
(4) (略)  
イ 乗用自動車以外の自動車にあつては、次の(7)又は(4)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。  
(7) (略)  
(4) (略)

⑧～⑩ (略)

⑫ 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下4-47-1-1において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

⑬ (略)  
(2)～(3) (略)

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能  
4-50-17 従前規定の適用⑬  
軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑬の区分の欄に掲げる規制年の

区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2②の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表③ 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	4-50-1-2(1)④関係					4-50-1-2(1)③関係		4-50-1-1②関係										
		適用時期					測定モード(単位)	モード規制値											
		新	継	輸	測	CO		HC	NOx	PM	備考	ディーゼル4モード(%)	無負荷急加速黒煙規制値(%)						
なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし	なし	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
昭54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	450	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	610	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	350	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	520	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	6.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	7.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	5.80	0.49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.46	1.47	4.42	0.35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1~3 (略)

区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2②の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表③ 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	4-50-1-2(1)④関係					4-50-1-2(1)③関係		4-50-1-1②関係										
		適用時期					測定モード(単位)	モード規制値											
		新	継	輸	測	CO		HC	NOx	PM	備考	ディーゼル4モード(%)	無負荷急加速黒煙規制値(%)						
なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし	なし	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
昭54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	450	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	610	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	350	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	520	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	6.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	7.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	5.80	0.49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.46	1.47	4.42	0.35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1~3 (略)

新旧対照表-5-

4-50-18 従前規定の適用④

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成17年10月1日以降に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表④ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	4-50-1-2(1)③関係					4-50-1-2(1)②関係		4-50-1-1②関係										
		適用時期					測定モード(単位)	モード規制値											
		新	継	輸	測	CO		HC	NOx	PM	備考	ディーゼル4モード(%)	無負荷急加速黒煙規制値(%)						
なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし	なし	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
昭54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	450	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	610	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	350	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	6.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	7.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	5.80	0.49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.46	1.47	4.42	0.35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.46	1.47	4.42	0.35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2.95	0.23	2.70	0.036	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1~3 (略)

4-50-18 従前規定の適用④

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成17年10月1日以降に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表④ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	4-50-1-2(1)③関係					4-50-1-2(1)②関係		4-50-1-1②関係										
		適用時期					測定モード(単位)	モード規制値											
		新	継	輸	測	CO		HC	NOx	PM	備考	ディーゼル4モード(%)	無負荷急加速黒煙規制値(%)						
なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし	なし	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
昭54	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	450	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	390	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	610	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	990	670	350	同上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	6.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	7.80	0.96	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9.20	3.80	5.80	0.49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.46	1.47	4.42	0.35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.46	1.47	4.42	0.35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2.95	0.23	2.70	0.036	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1~3 (略)

新旧対照表-6-

- 4-75 再帰反射材  
4-75-3 取付要件（視認等による審査）
- (1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
  - ①～⑦（略）
  - ⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
  - ⑨（略）
- (2)（略）

- 4-81 非常点滅表示灯  
4-81-5-1 装備要件  
なし。

- 4-89 直前直左鏡  
4-89-5-2 性能要件
- (1)（略）
  - (2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和54年3月28日自第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、4-89-5-1(2)の基準に適合するものとする。

- 4-89-6-1 装備要件
- (1)～(2)（略）
  - (3) (1)の表②の「当該自動車の前面から2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面において自動車の前方2m、左側方3mの範囲内に設置させた高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。
- この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和54年3月28日自第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第44条第5項第2号の基準に適合するものとする。

（参考図）（略）

- 4-75 再帰反射材  
4-75-3 取付要件（視認等による審査）
- (1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
  - ①～⑦（略）
  - ⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以下となるように取り付けられていること。
  - ⑨（略）
- (2)（略）

- 4-81 非常点滅表示灯  
4-81-5-1 装備要件

(1) 非常点滅表示灯については、4-79-12-1①、②及び⑤から⑦までの規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。

- 4-89 直前直左鏡  
4-89-5-2 性能要件
- (1)（略）
  - (2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和58年3月28日自第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、4-89-5-1(2)の基準に適合するものとする。

- 4-89-6-1 装備要件
- (1)～(2)（略）
  - (3) (1)の表②の「当該自動車の前面から2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面において自動車の前方2m、左側方3mの範囲内に設置させた高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。
- この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和58年3月28日自第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第44条第5項第2号の基準に適合するものとする。

（参考図）（略）

新旧対照表-7-

- 4-89-6-2 性能要件
- (1)～(2)（略）
  - (3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和54年3月28日自第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、4-89-6-1(2)の基準に適合するものとする。

4-99 旅客自動車運送事業用自動車

- 4-99-5-1 性能要件
- (1)（略）
  - (2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。
  - ①（略）
  - ② 乗降口の階段は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口の<sup>とびら</sup>等のためやむをえないものについては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものについては、290mmまで短縮することができる。
  - ③（略）
  - ④ <sup>とびら</sup>を開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手で<sup>とびら</sup>を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び<sup>とびら</sup>の開放方法を表示すること。
  - (3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものについては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものについては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものについては、①、③及び⑤の基準）に適合しなければならない。
  - ① 乗降口の<sup>とびら</sup>は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。
  - ② 乗降口の<sup>とびら</sup>は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
  - ③ 乗降口の<sup>とびら</sup>（運転者席に近接した乗降口の<sup>とびら</sup>で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車すること

- 4-89-6-2 性能要件
- (1)～(2)（略）
  - (3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和58年3月28日自第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、4-89-6-1(2)の基準に適合するものとする。

4-99 旅客自動車運送事業用自動車

- 4-99-5-1 性能要件
- (1)（略）
  - (2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。
  - ①（略）
  - ② 乗降口の階段は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口の<sup>とびら</sup>等のためやむをえないものについては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものについては、290mmまで短縮することができる。
  - ③（略）
  - ④ <sup>とびら</sup>を開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手で<sup>とびら</sup>を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び<sup>とびら</sup>の開放方法を表示すること。
  - (3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものについては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものについては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものについては、①、③及び⑤の基準）に適合しなければならない。
  - ① 乗降口の<sup>とびら</sup>は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。
  - ② 乗降口の<sup>とびら</sup>は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
  - ③ 乗降口の<sup>とびら</sup>（運転者席に近接した乗降口の<sup>とびら</sup>で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車すること

新旧対照表-8-

とのできない構造」の解除装置を備えた場合であって、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

④～⑦ (略)

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**とびら**を開放する操作装置又はその付近には、**とびら**の開放方法を表示すること。

4-99-6-1 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-93までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

①～④ (略)

⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ900mm以上、有効開口幅(とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。)470mm以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

(参考図) (略)

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**階段**は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の**階段**で乗降口の**とびら**等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mmまで短縮することができる。

③ 車掌席を乗降口の**付近**に設けること(③の自動車を除く。)

④ (略)

⑤ **とびら**を開閉する装置が動力式である乗降口には、その**付近**に、故障時などに**手動でとびら**を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び**とびら**の開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定め

きない構造」の解除装置を備えた場合であって、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

④～⑦ (略)

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**扉**を開放する操作装置又はその**付近**には、**扉**の開放方法を表示すること。

4-99-6-1 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-93までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

①～④ (略)

⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ900mm以上、有効開口幅(扉を最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。)470mm以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

(参考図) (略)

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**階段**は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の**階段**で乗降口の**扉**等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mmまで短縮することができる。

③ 車掌席を乗降口の**付近**に設けること(③の自動車を除く。)

④ (略)

⑤ **扉**を開閉する装置が動力式である乗降口には、その**付近**に、故障時などに**手動で扉**を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び**扉**の開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定め

て定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては①から⑥まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準)に適合しなければならない。

① 乗降口の**とびら**は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

② 乗降口の**とびら**は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

③ 乗降口の**とびら**(運転者席に近接した乗降口の**とびら**で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

④～⑦ (略)

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**とびら**を開放する操作装置又はその**付近**には、**とびら**の開放方法を表示すること。

4-99-7-1 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-93までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

①～④ (略)

⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ900mm以上、有効開口幅(とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。)470mm以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

(参考図) (略)

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**階段**は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の

て定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては①から⑥まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準)に適合しなければならない。

① 乗降口の**扉**は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

② 乗降口の**扉**は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

③ 乗降口の**扉**(運転者席に近接した乗降口の**扉**で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

④～⑦ (略)

(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**扉**を開放する操作装置又はその**付近**には、**扉**の開放方法を表示すること。

4-99-7-1 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-93までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置に変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

①～④ (略)

⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ900mm以上、有効開口幅(扉を最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。)470mm以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

(参考図) (略)

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の**階段**は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の



踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mmまで短縮することができる。

③ 車掌席を乗降口の付近に設けること（(3)の自動車を除く。）

④ (略)

⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準）に適合しなければならない。

① 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

② 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

③ 乗降口のとびら（運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

④～⑦ (略)

(4) 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。

5-17 二輪車の制動装置  
5-17-2-2 視認等による審査  
(1) (略)  
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第171条第4項関係）

踏段で乗降口の扉等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mmまで短縮することができる。

③ 車掌席を乗降口の付近に設けること（(3)の自動車を除く。）

④ (略)

⑤ 扉を開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動で扉を開放できる装置を備え、かつ、その位置及び扉の開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準）に適合しなければならない。

① 乗降口の扉は、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

② 乗降口の扉は、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

③ 乗降口の扉（運転者席に近接した乗降口の扉で運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から20cmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、「運転者席に近接した乗降口」とされないものとし、「発車することのできない構造」の解除装置を備えた場合であつて、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

④～⑦ (略)

(4) 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の扉を開放する操作装置又はその付近には、扉の開放方法を表示すること。

5-17 二輪車の制動装置  
5-17-2-2 視認等による審査  
(1) (略)  
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第171条第4項関係）

①～② (略)

③ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1-3②イの側車付二輪自動車であつて、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、5-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。（細目告示第171条第4項第3号関係）

④ (略)

5-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置  
5-20-1 性能要件（視認等による審査）  
(1)～(2) (略)  
(3) 5-19-2-2(3)②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで5-15-2-1(3)①及び5-18-2-1(3)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（細目告示第172条第3項関係）  
(4)～(6) (略)

5-24 高圧ガスの燃料装置  
5-24-1-1 視認等による審査  
(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれがないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係）  
①～② (略)  
③ ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。  
ア (略)  
イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車  
(7)～(イ) (略)  
ウ～エ (略)  
④～⑩ (略)  
(2)～(4) (略)

①～② (略)

③ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1-3②イの側車付二輪自動車であつて、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、5-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。（細目告示第171条第4項第3号関係）

④ (略)

5-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置  
5-20-1 性能要件（視認等による審査）  
(1)～(2) (略)  
(3) 5-19-2-2(3)②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで5-15-2-1(3)①及び5-18-2-1(3)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（細目告示第172条第3項関係）  
(4)～(6) (略)

5-24 高圧ガスの燃料装置  
5-24-1-1 視認等による審査  
(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれがないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係）  
①～② (略)  
③ ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。  
ア (略)  
イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がイ以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車  
(7)～(イ) (略)  
ウ～エ (略)  
④～⑩ (略)  
(2)～(4) (略)

5-25 電気装置

5-25-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 燃料電池自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれがないものとして、電氣的衝撃からの保護に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第177条第2項関係)

①~② (略)

③ 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部 (通常は通電されないものの絶縁故障時に通電される可能性のある導電性の部分 (燃料電池スタック用の冷却装置等の導電性の部分を除く。))のうち、工具を使用せず、かつ、容易に触れることができるものをいう。この場合において、容易に触れることができるかどうかは、原則として保護等級IPXXBの構造を有するかどうかの確認方法により判断するものとする。)への人体の接触による感電を防止するため、それらを直流電氣的に電氣的シャーン (電氣的に互いに接続された導電性の部分の集合体であって、その電位が基準とみなされるものをいう。)に接続する電線、アース束線等の接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような損傷、破損等がないこと。

④ (略)

5-47 窓ガラス貼付物等

5-47-1-1 視認等による審査

(1) 5-46-1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)

①~⑥ (略)

⑦ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車 (以下5-47において「乗用自動車」という。)にあっては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(7) (略)

(4) 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部 (ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている

5-25 電気装置

5-25-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 燃料電池自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれがないものとして、電氣的衝撃からの保護に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第177条第2項関係)

①~② (略)

③ 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部 (通常は通電されないものの絶縁故障時に通電される可能性のある導電性の部分 (燃料電池スタック用の冷却装置等の導電性の部分を除く。))のうち、工具を使用せず、かつ、容易に触れることができるものをいう。この場合において、容易に触れることができるかどうかは、原則として保護等級IPXXBの構造を有するかどうかの確認方法により判断するものとする。)への人体の接触による感電を防止するため、それらを直流電氣的に電氣的シャーン (電氣的に互いに接続された導電性の部分の集合体であって、その電位が基準とみなされるものをいう。)に接続する電線、アース束線等の接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような損傷、破損等がないこと。

④ (略)

5-47 窓ガラス貼付物等

5-47-1-1 視認等による審査

(1) 5-46-1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)

①~⑥ (略)

⑦ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車 (以下5-47において「乗用自動車」という。)にあっては、次の(7)又は(4)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(7) (略)

部分を除く。以下、5-47-1-1において同じ。)の実長の20%以内の範囲  
(7) (略)

イ 乗用自動車以外の自動車にあっては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(7) (略)

(4) 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲

(9) (略)

⑧~⑪ (略)

⑫ 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

⑬ (略)

(2)~(3) (略)

5-75 再帰反射材

5-75-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①~⑦ (略)

⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

⑨ (略)

(2) (略)

5-88 後写鏡

5-88-3 取付要件 (視認等による審査)

5-88-2 (3)の後写鏡は、5-88-2 (3)に掲げる性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基

(4) (略)

イ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の(7)又は(4)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(7) (略)

(4) (略)

⑧~⑪ (略)

⑫ 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部 (ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下5-47-1-1において同じ。)の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

⑬ (略)

(2)~(3) (略)

5-75 再帰反射材

5-75-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

①~⑦ (略)

⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以下となるように取り付けられていること。

⑨ (略)

(2) (略)

5-88 後写鏡

5-88-3 取付要件 (視認等による審査)

5-88-2-1 (3)の後写鏡は、5-88-2-1 (3)に掲げる性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したとき



準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項関係)

①～③ (略)

別表1 (2-7関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	1 構造に関する審査 次に掲げる事項について、巻尺、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(3) (車両重量に限る。) 及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。ただし、発行後9月を経過した完成検査終了証(2-11-2(2)の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面を含む。)、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、(1)、(3) (車両重量に限る。) 及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。  (1)～(8) (略) 2～6 (略)
継続検査	(略)
臨時検査及び構造等変更検査	(略)

附 則 (平成18年8月25日検査法人規程第5号)

この規程は、平成18年8月25日から施行する。

に、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項関係)

①～③ (略)

別表1 (2-7関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	1 構造に関する審査 次に掲げる事項について、巻尺、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(3) (車両重量に限る。) 及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。ただし、発行後9月を経過した完成検査終了証(2-11-2(2)の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面を含む。)の提示、一時抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車については、(1)、(3) (車両重量に限る。) 及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。  (1)～(8) (略) 2～6 (略)
継続検査	(略)
臨時検査及び構造等変更検査	(略)

プレスリリース  
平成18年8月25日



－ 審査事務規程の第37次改正 －

ドライブレコーダー等の前面ガラスへのはり付けの可否を容易に判定できる規定を追加しました。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成18年8月25日に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（国土交通省告示）の一部改正が行われたことに伴い、審査事務規程について一部改正を行い、平成18年8月25日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

- (1) ドライブレコーダー等の前面ガラスへのはり付け可能範囲の規定の追加  
道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ等をはり付けることができる前面ガラスの範囲について、容易に判定できる規定を追加した。(4-47-1-1 (1) ⑦、5-47-1-1 (1) ⑦)
- (2) その他
  - ① 新規検査及び予備検査において、構造に関する審査を行う場合の書面の取扱いを整理した。(別表1 (2-7 関係))
  - ② 道路運送車両の保安基準の第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の誤記訂正及びこれまでの審査事務規程の誤記訂正のため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)  
「審査事務規程」 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail [gyoumuka@navi.go.jp](mailto:gyoumuka@navi.go.jp)